とする航空機に係るものに限る。）、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、第二百四十条第一項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号の権限	
九～十一　（略）	（略）

・第30号様式（第239条関係）

（表）

（略）
航空法抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第134条　（略） （立入検査の拒否等の罪） 第158条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。 ⑴　第47条第３項又は第134条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 ⑵　第134条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 ⑶　第134条第２項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

（裏）

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation) Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections) ⑴～⑷　（略） Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection) If falling under any of the following cases, the person who has committed the violation shall be liable to a fine up to one million yen. ⅰ　In the case of refusing, obstructing, or evading an inspection under the provisions of Article 47 paragraph ⑶ or Article 134 paragraph ⑵ ⅱ・ⅲ　（略）
（略）

とする航空機に係るものに限る。）、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号の権限	
九～十一　（略）	（略）

・第30号様式（第239条関係）

（表）

（略）
航空法抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第134条　（略） （立入検査の拒否等の罪） 第158条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 ⑴　第47条第２項又は第134条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 ⑵　第134条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ⑶　第134条第２項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

（裏）

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation) Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections) ⑴～⑷　（略） Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection) Any person who falls under any of the following cases shall be liable to a fine of up to one million yen. ⅰ　In the case of refusing, obstructing, or evading an inspection under the provisions of Article 47 paragraph ⑵ or Article 134 paragraph ⑵ ⅱ・ⅲ　（略）
（略）

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。